

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations
chushokigyo-chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



photo by T.Fumatogawa

久留里駅 (君津市)

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 商業3団体新春講演会及び新年賀詞交歓会開催
- 特集 p 4 今年の4月から段階的に65歳までの雇用が義務づけられます
- 施策 p 6 自己資本の充実～中小企業投資育成株式会社等～
- 組合Q&A p 8 監事の職務と監査
- 視点 p 10 共同事業と競争事業を考えてみる
- ご案内 p 12 中央会の共済制度
- 事務局訪問 p 13 柏市自動車(協)
- 景況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 「貸します詐欺」にご注意下さい

2006

3

100yen

 千葉県中小企業団体中央会

URL: <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

商業3団体
新春講演会・新年賀詞交歓会

千葉県商店街連合会（会長＝渡辺祥氏）、千葉県商店街振興組合連合会（理事長＝大野隆紹氏）、千葉県商業専門店協同組合連合会（理事長＝鈴木重夫氏）は2月7日、千葉市内において、新春講演会及び新年賀詞交歓会を開催した。

研修会は「商店街振興と街づくり」と題して日本政策投資銀行の藻谷浩介地域企画部参事役が講演した。



商業3団体新春講演会

雇用対策企業説明会



藻谷先生

商店街は、①年々高度化する「経営ノウハウ」に追いつけない個店、②大型店の自作自演による過剰床、③なにやる気のない隣の連中との運命共同体。という三重苦にさらされている。

そのうえデフレが業者者を直撃し、定年退職者が新卒業者を上回る時代が到来して、業者者（可処分所得がある人）が減少し、これからは「景気が良くなっても売り上げが伸びない」時代が来る。

また、街づくりの観点からは、市街地＝商店街という誤解を解かなければならない。よほどの大都市でない限り住民のいない商店街など成り立たない。問題は、これから街に住みたい人を受け入れる仕組みを商店、地権者、住民、行政が一体となって作っていくことにある。

雇用対策企業説明会

本会は2月8日、県立千葉工業高等学校で、同校の二年生全員を対象に、「元気のある中小企業探検」をテーマに地元中小企業8社の説明会を開催した。

当日は、企業のPRと企業担当者と生徒、保護者、教諭によるフリートークが行なわれ、地元中小企業の魅力を感じてもらえ、また地元中小企業の理解が深まった。

金融懇談会

本会は2月15日金融懇談会を開催した。当日は本会の役員と商工中金の千葉、松戸両支店が出席。①本年度の組合設立状況、②最近の金融経済状況等について双方から報告があり、その後意見交換した。

情報連絡員会議

本会は、2月17日、千葉市内において情報連絡員会議を開催した。

情報連絡員は、県内の組合から業種ごとに57名を委嘱して、毎月情報連絡員の所属する組合

に係る業務又は地区の中小企業の景況、問題点の把握及び中小企業者の意見、要望等を把握するとともに中央会の事業が円滑、適切に行われるよう、中央会に報告し、本会はそれを取りまとめ県、全国中央会へ報告して行政の中小企業対策づくりの基礎資料としている。

会議は、情報連絡員の集計結果（毎月本誌に掲載、14頁参照）に基づいてそれぞれの組合や業界についての報告があった。

続いて公認会計士の高木清先生をお招きして「新会社法」についての講演会があり、その後懇親会が開かれた。

組合決算講習会

本会は2月24日千葉市内において、組合決算講習会を開催した。当日は、①組合の決算手続き、②組合の税務申告について午前10時から昼休みを挟んで午後5時まで、公認会計士の高木清先生の講義があった。

組合役員講習会

本会は3月2日・3日に勝浦市において恒例の組合役員講習会を開催した。

初日は①ビジネス&スポーツアナリストのタック川本氏の「メジャーリーグに学ぶ人と組織の経営学」、②三井生命保険㈱千葉ブロックの秋本幸男法人推進部長の「繁栄する中小企業の上手な危機管理」、③㈱インテリア計画川協秀夫代表取締役の「脱・家具店 顧客志向で見事に変身」と題する講演と懇親会。

二日目は④千葉カイロプラテイク（協）の高澤恵子理事長等の「事業繁栄は健康から」と題する講演とカイロプラテイクの実演があった。

中央会の主な行事予定

◎正副会長会議

3月10日（金）16時

◎理事会（予算）

3月23日（木）14時

◎正副会長会議

5月19日（金）16時

◎理事会（決算）

5月26日（金）13時30分

◎通常総会

5月26日（金）14時30分

場所はいずれも

「ポートプラザちば」

TEL 043-247-7211
J R 京葉線千葉みなと駅前

65歳までの高齢者雇用実施のために

今年の4月から段階的に65歳までの雇用が義務づけられます

65歳までの高齢者雇用の実施

昨年10月号でもお知らせしたとおり、少子高齢化の進展や年金の支給開始年齢の引き上げの中で、高齢者が社会の支え手として活躍できる労働市場の整備が求められている。そこで平成16年6月に「改正高齢者雇用安定法」が成立し、本年4月1日より、事業主は定年の引き上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めを廃止により、年金支給開始年齢（男性の年金支給開始年齢に合わせて男女同一年齢）までの安定した雇用の確保が義務づけられました。

高い労働意欲を有する高齢者が、長年培ってきた知識や技術と経験を活かして、生き活きと活躍していける社会を築いていくために、65歳まで雇用できる制度を導入しましょう。

この引き上げ年齢は男性の年金（定額部分）の支給開始年齢の引き上げスケジュールにあわせて次のように段階的に実施されます。

で、早めの対策が必要です。

平成18年4月～19年3月	62歳
平成19年4月～22年3月	63歳
平成22年4月～25年3月	64歳
平成25年4月～	65歳

達成プランの種類

- ① 定年年齢を60歳から65歳に一気に延長する（定年延長）。
- ② 厚生年金の支給開始年齢に合わせて、毎年1歳ずつ定年を引き上げる（定年延長）。
- ③ 従業員が定年を60歳か、65歳か選べるようにする（選択定年制）。
- ④ 定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する（勤務延長制度）。
- ⑤ 定年で一度退職させ、希望者は翌日から1年契約の嘱託として雇用する（再雇用制度）。

- ⑥ 希望者全員に定年後の仕事を示し、条件が合えば再雇用する（希望者全員の再雇用）
- ⑦ 高齢者派遣会社を作って定年者を雇用、元の職場に派遣する（高齢者派遣会社）

人事労務管理の推進

経営者の皆様。高齢者雇用の推進は、企業にとっても次のようなメリットがあります。

- ① 経験豊かな人材を、低コストで雇用することが可能です。
- ② 年齢によらず個人の能力や成果を基準に処遇していくことで、企業の競争力が高まることが期待できます。
- ③ 若年労働者や中堅層のモラル向上や「やる気」を引き出します。
- ④ 従業員が年金開始年齢まで安心して働くことができます。
- ⑤ 65歳まで働くことを前提とした能力開発、キャリア形成を従業員に考えさせ、自己啓発に取り組みせるきっかけとなります。
- ⑥ 以上のことで、職場の活力と企

業の競争力アップにつながります。

雇用確保措置に関するQ & A

【Q1】平成18年4月1日以降当分の間60歳に達する労働者がいない場合でも、継続雇用制度の導入等を行わなければならないのか。

法においては、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の制度導入を義務づけているため、当分の間、60歳以上の労働者が生じない企業であっても、平成18年4月1日以降、65歳（男性の年金支給開始年齢にあわせ男女同一の年齢）までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じなければなりません。

【Q2】継続雇用を希望する者について、定年後、子会社やグループ会社へ出向させ、出向先において65歳までの雇用が確保されれば、親会社として高齢者雇用確保措置を講じたものとみなしてよろしいか。

A 法第9条の継続雇用制度については、定年まで高齢者が

雇用されていた企業での継続雇用制度の導入を求めているものですが、定年まで高齢者が雇用されていた企業以外の企業であつても、両者一体として一つの企業と考えられる場合であつて、65歳まで安定した雇用が確保されると認められる場合には、第9条が求める継続雇用制度に含まれるものであると解釈できます。

【Q3】継続雇用制度について、定年退職者を再雇用するにあたり、いわゆる嘱託やパートなど、従来の労働条件を変更する形で雇用することは可能か。その場合、1年ごとに雇用契約を更新する形態でもよいのか。

A 継続雇用後の労働条件については、高齢者の安定した雇用を確保するという法の趣旨を踏まえたものであれば、最低賃金などの雇用に関するルールの範囲内で、フルタイム、パートタイムなどの労働時間、賃金、待遇などに関して、事業主と労働者の間で決めることができます。

1年ごとに雇用契約を更新する形態については、法の趣旨にかんがみれば、年齢のみを理由として65歳前に雇用を終了させるような

制度は適当でないと考えられます。したがって、この場合は

① 65歳（男性の年金支給開始年齢にあわせ男女とも同一の年齢）を下回る上限年齢が設定されていないこと

② 65歳（男性の年金支給開始年齢にあわせ男女とも同一の年齢）までは、原則として契約が更新されること（ただし、能力など年齢以外を理由として契約を更新しないことは認められます。）

が必要であると考えられますが、個別の事例に応じて具体的に判断されることとなります

【Q4】60歳の誕生日で定年としている企業において、平成18年4月1日からは62歳までの、平成19年4月1日からは63歳までの高齢者雇用確保措置を講ずることとした場合、平成18年4月1日から平成19年3月31日までに60歳の誕生日で定年退職する者については、62歳までの高齢者雇用確保措置の対象となるでしょうか。それとも63歳までの高齢者雇用確保措置の対象となるでしょうか。

A 平成18年4月1日から平成19年3月31日までに60歳の誕生日で定年退職する者については、62歳までの高齢者雇用確保措置の対象となるでしょうか。

日で定年退職する者については、62歳までの高齢者雇用確保措置の対象となりますが、平成19年4月1日以降も引き続き雇用されていけば、当然、63歳までの高齢者雇用確保措置の対象となる。

【Q5】55歳の時点で、それまで同等の労働条件で60歳定年で辞めるか、労働条件を変更して65歳まで継続して働くか選択するという制度を導入した場合、継続雇用制度を導入したということでしょうか。

A 高齢者が希望すれば、65歳まで安定した雇用が確保される仕組みであれば、継続雇用制度を導入していると解釈して差し支えない。

【Q6】本人と事業主の間で賃金と労働時間の条件が合意できず、再雇用を拒否した場合も違反になりますか。

A 法が求めているのは、継続雇用制度の導入であつて、事業主に定年退職者の希望に合致した労働条件での雇用を義務づけるものではなく、事業主の合理的な裁量の範囲の条件を提示していれば、労働者と事業主との間で労働条件等についての合意が得られ

ず、結果的に労働者が再雇用されることを拒否したとしても、高齢者雇用安定法違反となるものではありません。

ただし、平成25年3月31日まで、その雇用する高齢者等が定年、継続雇用制度終了による退職等により離職する場合であつて、当該高齢者等が再就職を希望するときは、事業主は、再就職援助の措置を講ずるよう努めることとされておりますので、当該高齢者等が再就職を希望するときは、事業主は、求人の開拓など再就職の援助を行なって下さい。

*この「Q&A」は本会発行の「65歳までの高齢者雇用実施のため」の追録から、平成17年2月1日現在厚生労働省から出された「Q&A」を抜粋しました。

問合せ先

□ 詳細はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）又は

□ 千葉県雇用開発協会

TEL 043・225・7931

□ 本会連携支援部

65歳継続雇用推進員

TEL 043・242・3277

■育成事業（コンサルティング事業）

中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している投資先企業からの依頼に応じて、効果的育成が図られるよう経営管理又は技術の状況に応じ適切な指導を行ないます。

1. 経営相談

経営分析、後継者育成、資本政策等の経営全般に関するアドバイス、企業間の紹介・あっせん、各種情報の提供等

2. 交流

投資先企業を会員とする交流会を通じ、会員相互の交流と研鑽のため、国内外における社長会・若手経営者の会の開催、機関誌の発行等

3. 情報提供

各種講習会、経営研究会、株式公開研究会、産学官交流会の開催、出版事業を通じた経営情報の調査・提供等

投資事業有限責任組合による自己資本の充実

■ベンチャー企業への資金供給円滑化のための環境整備

創業期の中小ベンチャー企業は、その過小資本が理由で資金調達が困難になっており、金融システムが危機的状況にある中で、担保なしのリスクマネーの供給体制の整備が必要です。

このため、従来民法上の組合として組成されてきた投資事業組合（複数の組合員から資金を募り、未公開のベンチャー企業などに投資、株式売却で得られた収益を組合員に分配することを目的とする。）について、非業務執行組合員の有限責任の法的担保、第三者の予見可能性確保のための新たな登記制度の創設等を内容とする「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」が平成10年11月より施行されたところであり、多様な投資家による中小ベンチャー企業へのスムーズな資金供給のための仕組みが整いました。

その後、二度にわたる法律が改正されました。具体的には、①組合による有限会社の出資持分や匿名組合契約に基づく出資持分の取得、②中小企業要件を撤廃するとともに、出資先企業に対する融資や債権の取得について、組合の事業として行なうことが可能となりました。その結果、経営革新や事業再生・事業再編に取り組む企業に対しても、組合による資金供給の仕組みが整備されることとなりました。

■投資事業有限責任組合契約に関する法律の制定目的

従来、未公開の中小・ベンチャー企業に対する投資を行なっている投資事業組合は、一般的に民法上の組合として設立されてきましたが、組合業務の執行に携わらない組合員までが出資額を超えて責任を負わされるリスク（無限責任）が存在していました。

本法は、業務遂行を行なわない組合員が負う責任を出資額にとどめること（有限責任）を法的に担保する「投資事業有限責任組合」の制度を創設することにより、幅広い投資家層による中小・ベンチャー企業への資金供給を促進するものです。

*詳細については

■東京中小企業投資育成株式会社 TEL.03-5469-1811

■中小企業基盤整備機構資金支援課 TEL.03-5470-1608

自己資本の充実

中小企業投資育成株式会社による自己資本の充実

中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法に基づき、中小企業の自己資本の充実に促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的として、昭和38年11月に東京、名古屋及び大阪に設立された投資業務を実施する政策実施機関です。

■ 投資事業

1. 投資の対象

原則として、資本の額が3億円以下の株式会社である中小企業が対象となります。

- i 中小企業新事業活動促進法、大学等技術移転促進法、産業活力再生特別措置法、中小企業労働力確保法、流通業務総合化効率化促進法、省エネ・リサイクル支援法、地域産業集積活性化法、新エネルギー利用促進法等の特例法の規定等により、3億円を超えていても対象となる場合があります。
- ii 風俗営業等を除く全業種

2. 投資の種類

① 株式の引受け（増資新株）

- i 持株比率の限度：原則として、増資後の発行済株式の50%以内
- ii 株価の算定方法：1株あたりの予測利益をもとに、今後の収益力、技術力、成長性等を総合的に判断して評価（中小企業庁と国税庁との間で定められた算定方式による）
- iii 配当：業績に応じた無理のない配当
- iv 保有期間：中立安定株主として長期間の保有
- v 株式の譲渡：株式を公開する場合は、その際、売出株式や値付株式に充当、公開後の残余株式は安定株主対策等への利用も含め段階的に市場売却。
それ以外の場合は、相談の上、取引先、金融機関、従業員又は既存株主等に譲渡（原則として譲渡価格は引受けの際と同じ株価算式で算定）

② 新株予約権の引受け

- i 引受けの限度：引受けの時に新株予約権のすべてが行使されたものとして算出した発行済株式総数の50%以内
- ii 行使価格の算定方法：上記株価の算定方法と同じ
- iii 行使期間：行使請求期間内
- iv 行使の時期：相談

③ 新株予約権付社債の引受け

- i 引受けの限度：引受けの時に新株予約権のすべてが行使されたものとして算出した発行済株式総数の50%以内
- ii 行使価格の算定方法：上記株価の算定方法と同じ
- iii 行使期間：行使請求期間内
- iv 償還期限：原則として10年以内
- v 新株予約権行使の時期：相談

(注)「新株予約権付社債に準じる社債」として、「新株予約権を発行する者が当該新株予約権とともに募集し、かつ、割り当てた社債」の引き受けも対象。

組合Q&A

監事の職務と監査

■監事

理事は、監事の意見書を添えて決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければなりません。以下、監事の職務と監査のすすめ方について述べます。

《監事の職務権限》

監事の職務権限として主なものは、次のとおりである。

- ①理事が総会に提出しようとする決算関係書類について、意見書を作成すること。
- ②組合の会計帳簿および会計関係書類を閲覧し、謄写すること。
- ③理事、参事および会計主任その他の使用人に対して、会計に関する報告を求めること。
- ④組合の業務及び財産の状況を調査すること（会計監査を行うために特に必要があるときのみ認められる）。

なお、監事の監査がない状態（監査意見書が提出されない場合も含む。）で、決算関係書類を承認する総会の議決が行なわれた場合は、その議決は取消原因を有す

ることになるものとされているので注意が必要。

《監事の責任》

監事は、委任の本旨に従って善良なる管理者の注意をもって、上記の職務を遂行する義務を負うものであるから、監事がこの義務を果たさず、組合に損害を与えたときは、その行為が作為であると不作為であると問わず、その監事は連帯して組合に対する賠償の責に任じなければならぬ。また第三者に対して損害を与えたときは、それが監事の悪意又は重過失に基づくものであった場合に限り、その監事は直接に被害者たる第三者に対して損害賠償の責任を負う。

なお、監事が組合または第三者に対して損害賠償責任を負う場合において、同一原因により理事もまた損害賠償の責任を負わなければならないときは、その監事と理事は連帯債務者となる。

■監査

《監査の準備》

①監査目的の把握▼監事による監査は、法律に基づいて実施されるものであり、法の趣旨を十分尊重

し、いやしくも不当に利用してはならない。

②時と場所▼監査を実施すべき時と場所については、予め協議の上決定しておくことが必要である。

③監査計画の作成▼監査を行うに当たっては、監査の種類、範囲、監査重点、日程、分担などについて予め計画を立ててから実施すべきである。この場合、内部統制組織の運用を検討し、この結果、これらが有効に運用されていれば監査手続きの範囲も適当に伸縮することができる。

《監査資料の整備》

監査にあたって監査資料を整備させ、これを提出せしめる必要がある。監事は、この資料に基づいて監査を実施するが、その主なものは次のとおり。

定款・諸規約、総会・理事会・委員会等の議事録、総勘定元帳、仕訳帳・日記帳、各補助簿・補助元帳、入出金・振替伝票、試算表・日計表・月計表、各期決算関係書類、各期収支予算書および事業計画、組合員の加入脱退・持分関係書類、組合員の加入脱退・持分関係書類、既往の監査関係書類、預金通帳・同証書、小切手帳、残高証

明書、担保品差入預証、証券保護預証、貸付金証書、受取手形（預証を含む）、借入金証書、支払手形控、各種入手金関係証憑、各種取引関係書類、登記・登録関係書類、人事・給与関係書類、税務申告関係書類、支所事業所関係書類、その他必要と認められる書類

《監査実施上の留意点》

①監事の態度▼監事の態度は公正無私、冷静、厳格かつ指導的に行なわれなければならない。とくに監査は、不正の発見を目的とするものではないから、説明を求めるときや質問は、あくまでも謙虚な態度で接し、議論や一方的判断のもとに無用の混乱や摩擦を起さないよう留意するとともに、監査によって知り得た事項は他に漏らしはならない。

②監査ノート▼監査を実施する場合に、監査した要点を逐一記録しておくことが望ましい。

③監査能率▼監査は可能な限り一切のものについて解明することが本旨であるが、監査の実施に当たって往々にしてその範囲が拡大し易く、そのために十分な監査が実施できなくなるが多い。よって監査計画を念頭におき、で

きるだけ能率的に実施することが必要である。

④適時性と秩序性▼監査に当たっては、時機を失することなく証拠資料の正確性と妥当性を確かめることが必要である。例えば、現金・預金・有価証券・借入金等の検査は同時に行なうことが望ましく、必要と認められた場合には、予告なしに抜き打ち的に検査することも考えられる。

また、証拠資料を求める手続きは、秩序正しく行なうことが大切である。これは重複や混乱を防止するためにも重要である。

⑤監査済と未済との区別▼監査したものと未済のものとの区別を明瞭にするため、捺印・チェック等により重複・脱漏・不正行為を防止する措置をとり、監査の能率化と厳正化を考慮しておくことが必要である。

《監査手続のすすめ方》

①一般監査手続き▼証憑突合せ・帳簿突合せ・計算突合せの一般監査手続きを実施する場合のすすめ方は、「分析法」Ⅱ試算表または総勘定元帳における集約的な記録から補助簿における分散記録、更には証憑書類の順にするものⅡと、

これとは反対の順序に、証憑書類から出発して記録された順にすすめていく「突合法」の二つがある。

この一般監査手続は、概して機械的であり、時間を要することが多い。この手続きをすすめるときは、原則として会計記録の一切についてこれを検査する。

ただし、組合の内部統制組織が完備していると認められるときは、会計記録の一部を抜き取り検査し、その結果をもって他の部分の成否を推定することもできる。

②個別監査手続▼実査・立会・確認・質問などの個別監査手続をすすめるときは、組合の実情に応じて慎重に実施するものとする。

③その他の監査手続き▼その他の監査手続を実施するときは、監査の実情に応じて慎重に実施するものとする。

■主なチェック項目

《会計方針と帳簿組織》

①計数を経営に役立つよう利用しているか、②組合幹部および会計担当者は会計について十分な知識をもっているか、③帳簿組織に重複がないか、④帳簿の保管整理は適切か、⑤毎月試算表を作成し経

営内容が経営責任者に周知されているか、⑥会計組織に内部牽制組織が織り込まれているか。

《伝票》

①伝票の整理は毎日確実に行なわれているか、②伝票と証憑書類は常に責任者によって照合されているか、③伝票の編綴保管は適当か、④伝票の様式、内容等について改善する必要はないか。

《財産目録》

①財産目録の作成を省略していないか、②財産目録と勘定科目明細表と突合せた結果は符合しているか。

《貸借対照表》

①表示金額と総勘定元帳残高との突合せの結果は符合しているか、②計上されている資産は実在し、しかも資産性があるか、③比較貸借対照表を作成しているか、④その結果各科目の変化を吟味し、その結果はどうか。

《損益計算書》

①表示金額と総勘定元帳残高との突合せの結果は符合しているか、②比較損益計算書を作成しているか、③その結果各科目の変化を吟味し、その結果はどうか。とくに、変動理由の明らかでない科目が存

在しないか、④役員報酬は定款にしたがって、総会の承認枠内の金額であるか、⑤法人税等の引当がなされているか。

《剰余金処分案(損失処理案)》

①処分方法は法令・定款に違反していないか、②出資配当金の率および計算は適当か、③処分により内部留保が考慮されているか、④積立金(法定準備金を含む。以下同じ。)の種類、積立額は法令・定款、総会の決議に反していないか、⑤利用分量配当の基準は適当か、⑥役員賞与は剰余金処分としているか、⑦法令・定款に定めた処分方法に則って積立金の取崩しが行なわれているか。

《持分》

①持分の算定は適正に行なわれているか、②持分の払戻しは適正に行なわれているか、③持分台帳はあるか(改算式の場合は不要)。

■詳細については
本会指導相談室

TEL 043・242・3277

銚子支所

TEL 0479・24・1570

松戸支所

TEL 047・368・3992

共同事業と競争事業を考へてみる

新宿のHISの店頭で、デイス
カウソト旅行のパンフが店頭積
まれている前を通り過ぎようとし
た時、その一つに目が止まった。

ベルゲンという地名が目に入った
からだ。今は小説の題名も忘れて
しまったが、文面から映画の一
シーンを見ているような印象が
残っており、機会があればベルゲ
ンに行ってみたいなと思つた程
だった。とは言え、ベルゲンに
しての知識はなく、敢えて挙げれ
ばグリーク作曲の「冬すぎ去り春
もゆき・・・」を思い出すぐ
らいだ。その小説での一シーンを
見ているような印象とはおおよそ
次のようなものだった。

時は大航海時代と呼ばれる時代
で、半年とか一年の航海でヨー
ロッパとアジアの交易が行われて
いたようだ。干鱈が乗組員の食料
であり、ハンザ同盟が一手に取り
扱っていたのである。

主人公はノルウェーのベルゲン
という港町の建物の一室にいた。
その部屋は二十坪ほどの広さで、
ランプ一つの薄暗いところだ。す
でに干鱈の売買が始まっている。

ベルゲンはハンザ同盟の下部組
織でハンザ都市と呼ばれ主人公の

ようなトレーダーが六人登録され
ており、干鱈を買付けたら直ちに
ハンザ同盟へと送ることになつて
いる。

シケの情報から鱈の水揚量を予
測し、晴れた日の寒風の吹く状況
から干鱈の生産量を推測すること
で買上げ価格を値踏みしておくこ
とが重要な仕事となる。従つて
主人公だけでなく、独自の情報網
や手持ちの資金量を駆使し利益を
上げようとするわけで、敵は仲間
内のトレーダー達と言へる。

人件費を含めた経費を考えると、
買掛価格はハンザ同盟への納入価
格の半分以下に抑えないとトレー
ダーとしての旨味はない。もちろ
ん、安値をつけければ商談は成立せ
ず、買付けは出来ないことになる。
漁師達との駆け引きは凄まじいも
のがある。

一方で、異国の地に派遣されて
いるわけで、共同すべき事柄も極
めて細かく決められていたようだ。
例えば、寒い北欧の此の地では火
災を恐れてストーブの使用は厳禁
とされていた。従つて、火災が起
これば現地の住民の放火とされる
のだ。

他のトレーダー共々、度の高い

ウォッカをあおつて寒さをしのぎ
ながらの取引である。干鱈の荷車
が到着するのは、概ね夕方からで、
トレーダー達はすでに酔いも手伝
い、ランプの仄かな明りのもとに、
大声で笑いながら、しかし心は許
さない雰囲気の中に取引は始
まった。

この場面が記憶に残ったところ
の文章なのであるが、勝手に映像
化し、次第にイメージが膨らんだ
結果、機会があればベルゲンへ
行つてみたいと思ふに至つたので
あろう。

◇ ◇ ◇
私はベルゲンに行くことにした。
そして、ヴィーケン湾の岸辺にあ
るハンザ博物館へ到着したのであ
るが、今や観光施設と化した博物
館こそ、かつての取引所であつた。

一階の取引室には、昔使われてい
た秤やランプがあり、干鱈が無造
作に置かれていて、昨日も取引が
行われていたような臭いが漂つて
いる。

二階にはトレーダーの部屋があ
り、各トレーダー専用の階段があ
つている。階段の幅は七〇センチ
メートル位、急な角度で、踏面は
極端に小さく、なかば梯子のよう

だ。灯りがないため暗いので壁に
手つきながら二階へと上るので
あるが、その壁はベタツとした感
触で、しかも埃がフェルトのごと
く積もつたままのようだ。気持ち
のよいものではなかつた。

二階へ上ると、向い側の海に面
して小窓があり、左右両側には使
用人用のベッドが三つと、金庫が
置かれている。番頭のベッドが一
番大きく、手代・丁稚用と小さく
なつていく。いずれも膝を折らな
いと入らない長さだ。将来のト
レーダーを夢見て頑張つたのであ
ろうし、金庫も手代と番頭の鍵二
つがないと開けられないが、信用
されていることも、トレーダーに
忠誠を誓うインセンティブとなつ
ているのだろう。

間仕切のドアを開けるとトレー
ダーの部屋になつており、使用人
達は絶対に入ることは許されては
いなかった。向い側に出口があり、
長い廊下を隔てて細い階段を下り
ると、外に出られるような仕組み
になつている。つまり、万一火災
が発生した時の非常口の役割をも
つもので、トレーダーだけは逃げ
られる仕組みのようだ。現実には
火災はなかつたので、馴染のカ

フェの女性が訪ねてくるために使われたようで、事実、ドアの側に綱がつけられていた跡があり、外から綱を引くとトレーダー室の鐘がなる仕組みになっている。

異国へ、いわば赴任してきた数人のトレーダーが、わが身と財産を守るためには共同で実施しなければならぬ事業といったものがあつたわけである。一方、ビジネスの面では仲間とはいえ、競争しながら工夫を重ねてノウハウを高め、他人のノウハウを盗むこともあつたらう。いずれにしても、ハンザ都市として活性化がすすめられる源泉となつていたようだ。(一種の組合活動と言えるものだったのであろう)

◇ ◇ ◇
狭義の意味で北欧諸国というと、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの四ヶ国を呼ぶことが多い。スカンジナビア半島にないデンマークは、大陸から突き出たユトランド半島が国土の大半を占めるにもかかわらず、首都のコペンハーゲンはず、スウェーデンとは目の当たりにあるシエラン島にある。

スカンジナビア半島を中心とす

この四ヶ国の国旗のデザインは同じであるが、配色が異なることは特に目を引かれる。四ヶ国はかなりの分野で共同歩調をとっている。一方で、競争しながら活性化している面も見逃せない。

フィンランドはかつて帝政ロシアに併合され、ソ連によって開放された義理を重んじてか、他の三ヶ国の西側との交流は控え、中立を保ちながら議会制共和国となつている。他の三ヶ国はいずれも立憲君主国である。この三ヶ国の航空会社は合併し、スカンジナビア航空をつくっているし、貨幣単位も自国のフロリーネを使っている。フィンランドはソ連の崩壊後にEUに加盟し、ユーロを使っているが、北海に油田を持つノルウェーは経済的に恵まれていることから、EUには加盟していない。ヘルシンキ、ストックホルム、オスロ、コペンハーゲンは人口規模で千葉県の船橋市と似ている。しかし、オリンピックは何回も開催しているし、万国博や世界規模のイベントを開催し、入国者数はかなり多い、活性化したエリアなのである。

商店街組織の発祥の地はフィン

ランドであるが、北欧四ヶ国はともに商店街組織がしっかりしている共通点がある。確かデパートはないのではないか。これも共通点である。

ヘルシンキの中心街の一角にあるパン屋が「近日中に閉店する、代わって他のマイスターが来て、パン屋は継承されるのでよろしく」といった張り紙がしてある。パン屋が空店舗舗化しないのである。日本でも調理士とか、一種のマイスター制度はあるが、制度と社会が必ずしも結びついていないところがある。

このような世の中の仕組みは、もしかするとハンザ都市の残した習慣やシステムの名残があつたことではないだろうかと思つた。徹底した共同事業を利用し、一方で競争する事業ではメンバー間で切磋琢磨し、結果として組織の活性化に結びついている。

船橋市のザウス跡地に進出するイケヤ、携帯のノキア、ガムのキシリトールなどが生まれてきた源泉となつているのだろう。国レベルだけでなく、産業レベル、街レベルまで組合の仕組みが整つてい

◇ ◇ ◇
| 話が飛躍して申し訳ありません |

国の構造改革は徐々に進められてきており、つまり、競争原理が導入されてくるということになる。組合運営の環境も大きく変わるこゝとなり、共同事業に合わせて競争事業を検討することが重要となるように思われる。これは、北欧諸国活性化にヒントを得たことだが、競争事業によつて組合メンバーが相互に競争し、共に経営活性化を目指すことを提案したいと思う。

例えば、商店街組合では大型店や専門店の進出を拒まないで競争事業化すること。ポイントサービスであれば、対前年比ポイント提供率の高い会員に賞品を出すなど、競争事業化することが可能となる。組合運営に携わる役員の方々に、これからの組合事業活動の一つの分野として、競争事業というものに注目していただけたら幸いである。

(中小企業診断士 大橋 唯男)

中央会の共済制度のご案内

千葉県中小企業団体中央会では、次のような共済事業を扱っております。

三井生命との提携共済

- ◎特定退職金共済
従業員の退職金の支払いのための保全措置が講じられます。
 - ◎個人年金
法人の役員、従業員のための個人年金共済です。
 - ◎総合保障プラン
経営者、従業員のための総合保障共済です。
 - ◎オーナーズプラン
経営者のための事業承継とリスクマネジメントのための共済です。
- 三井生命保険(株)千葉ブロック TEL.043-225-0294

三井住友海上との提携共済

- ◎団体傷害保険
従業員の業務上又は通勤途上災害のための共済（団体割引あり）。
 - ◎団体自動車保険
業務用自動車、役員・従業員の自動車も5%割引の団体扱い。
 - ◎休業補償保険
従業員が仕事に従事できなくなった場合の所得保障保険（団体契約）。
- 三井住友海上火災保険(株)千葉支店千葉中央支社 TEL.043-225-2716

中小機構の共済

- ◎倒産防止共済
取引先が倒産した場合に共済金の貸付が受けられます。
 - ◎小規模企業共済
小規模企業の経営者のための退職金制度です。
- 中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL.03-3433-7171

全国中央会の共済

- ◎中小企業PL保険
PL法に対応した制度。
 - ◎個人情報漏えい賠償責任保険
個人情報保護法に対応した制度。
- 三井住友海上火災保険 千葉支店千葉中央支社 TEL.043-225-2716

中央会の共済制度の詳細は、提携している保険会社又は
本会業務推進部へご連絡下さい。 TEL.043-242-3277

柏市自動車協同組合

事務局長 渡辺 峰 広



【組合概要】

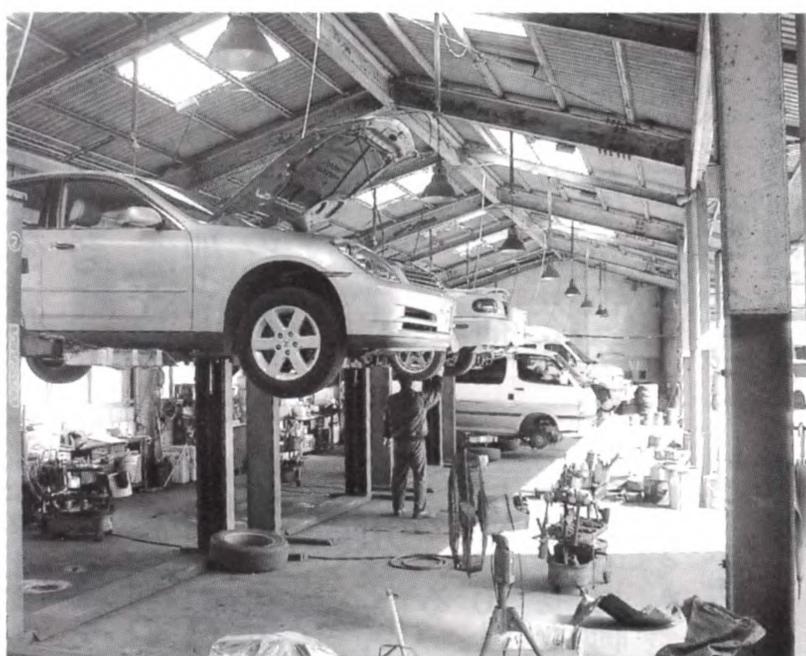
当組合は、わが国にモーターリゼーションが急速に進展してきた昭和47年6月に、従来からあった柏市自動車商業組合を発展的に解消して、自動車の適正な点検・整備と自動車整備に関する技術の向上を目的に46名の組合員で法人化された。

その後、昭和49年に関東運輸局の認証と指定を受け、二輪車から大型特殊車までの全車種の整備及び一般整備が行なえる体制が整えられた。さらに、組合事業の充実を図るために二度にわたって高度化資金を導入して、車体整備事業（钣金・塗装）にも着手した。この結果平成元年には年間整備台数が1万1000台という実績を残すまでになった。また、

財政基盤の健全化にも取組み、総額5億円余りの高度化資金も平成11年までに完済することができた。このように順調に発展してきた組合も、近年の景況は平成7年の規制緩和以来厳しく、カーショップ、ガソリンスタンド、自動車ディーラーなどの異業種からの参入が相次ぎ、顧客の奪い合いが続いている状況である。

【渡辺事務局長の横顔】

渡辺事務局長は昭和26年2月に北



～トータル・カー・サービス～

所在地	柏市柏の葉5-4-12
設立	昭和47年6月
代表理事	中島 輝光
組合員数	25名（出資金9390万円）
主な事業	指定整備事業、車体整備事業、教育情報事業、福利厚生事業

海道に生まれた。学校を出て金融機関に5年、経理を改めて勉強するために専門学校に2年間通い、その後、空気圧機器のメーカーに14年勤務した後、平成元年に当組合に入った。当初は陸運事務所との申請手続き関係の業務を中心に担当していたが、経理ができることから総務を任せられるようになり、現在では事務局長として組合業務全体の管理者として活躍されている。

渡辺さんのこれからの夢をお伺いしたところ、「組合をなんとにしても維持・発展させていきたい」。高齢化した組合員や後継者難の組合員をフォローしていきたいとのことでした。

趣味は職業柄、車、ドライブ。パソコンをいじること、デジカメで風景写真を撮ること。また、音楽はクラシック以外なら何でも好きだそうです。

座右の銘は、「初心、忘るべからず」。毎日、毎日が勉強ですと、おっしゃっていました。

ご家族は、奥様と二人の息子さん（お二人とも介護関係の仕事に就いているそうです。）と渡辺さんのお母様の5人で柏市に在住。



情報連絡員報告を中心とした 県内の中小企業動向 &トピックス・1月

■味噌製造 【県下全域】

昨年11月までの出荷累計では前年比98・8%ですが、輸出については、数量・金額ともに増加した。

■魚加工製造 【銚子】

節分用のいわしに一部荷動きがあるものの、これも年々減少傾向にある。

■製材 【県下全域】

素材、製材品ともに横ばいで推移している。特に素材は原価割れのため出材が低調で、製材品ともどもスポット取引が若干みられる程度である。

■印刷 【千葉】

稼働日数が20日足らずで、売上は低迷している。営業力のないところは得意先に逃げられ陥るばかり、後継者のいないところは廃業、自己破産のうわさも出てきている。希望の持てない業界になってきた。

■生コン製造 【県下全域】

前年同月比7%、前年同期比18%増、地域偏差もあるが、トータルとして上昇傾向にある。

■電気鍍金 【県下全域】

幾分好景感があるものの、こ

れも一時的で、長期的な見通しが立たないのが現況である。

■鉄工 【千葉】

一般建設関連の鉄材加工で若干強弱がみられたものの、景況は全体的には良好を維持している。ただし、原材料が高止まりで利益率を圧迫している。

■土砂採取 【銚子市他】

稼働はしているものの、公共工事、民間工事とも依然として低調なので当面の見通しは暗い。

■採石 【県下全域】

東京湾内の公共事業削減で、更にひどい。

■建築材料卸売 【県下全域】

他産業の景気回復とはうららかに、セメント建設関連には景気回復は感じられない。災害復旧が一段落した現在、更に低迷懸念である。従って在庫逼迫も一時的なものとして設備投資には結びついていない。

■自動車解体 【県下全域】

新車販売は7ヶ月連続で前年同月比を割り続けている。使用済み車の在庫は、昨年のリサイクル法のスタートに伴って激減した数字よりもさらに下げた。鉄スクラップ価格も12月以降下げ続けており、業界には不況感がいつそう強まっている。一方で非鉄金属市況は過熱気味で、

解体業者はワイヤーハーネスなど従来では手がけなかった材料にまで分別の範囲を拡げており、台あたりの付加価値を少しでも高めようと努力している。

■小売 【相模】

寒い冬となり、パーゲン品を中心にコート類も順調に売れている。正月の福袋は、今までになくよく売れた。

■中古車販売 【県下全域】

直販はまずまずの手ごたえがあったものの、中旬以降は下降気味。ガソリン高により軽自動車中心の流れになってきている。

■小売 【東金】

正月より若干悪くなった。年末の寒さで12月は上向いていたが、前倒しのパーゲンや重衣料の品揃えが出来ていなかったため、寒い中、春物展示になってしまった。雪の影響が土日の購買意欲を削ぎ、その分の減少が大きかった。

■小売 【野田】

寒さの影響で、コートなどの防寒衣料や暖房器具の売れ行きが好調だった反面、葉もの野菜の育成が遅れ、価格が高騰し、買い控えが続いた。

寒さの影響で、コートなどの防寒衣料や暖房器具の売れ行きが好調だった反面、葉もの野菜の育成が遅れ、価格が高騰し、買い控えが続いた。

■農業機械販売整備 【県下全域】

総農家数284万戸、この内、基幹農家(大型農家、プロ農家、組織生産農家)は40万戸であり、業界は、この層をターゲットにして激しい競争をしているが、ここはメーカーの直販が中心である。

■遊覧船 【安房郡】

希にみる寒波により軒並み前年より客の入り込みが落ちていきます。この余波が2月になって止まりません。お天気次第という当業界です。

■学習塾 【県下全域】

例年のことだが、中3生の冬期講習が終わるとほとぼりと退塾し始める。これは公立の特色化選抜や私立の推薦入試が青田買い的になっており、もう塾は必要でないという状況が出てきているためである。2月はこれがピークに達する。

■建設 【県下全域】

当連合会加入組合員の官公庁(国、県、市町村)からの受注は38億1200万円であった。前月比では、33億1800万円の減少であり、前年同月比でも11億1500万円の減少であった。

好である。少しずつではありますが好転のきざしが出てきた。

■小売・サービス 【銚子】

暖房用品の動きが止まり他の商品の動きも悪い。

■建設揚場 【県下全域】

稼働率は好調を維持している。

■貸ボート 【市原】

ワカサギ釣りが好調で、2月末までできる。

■遊覧船 【安房郡】

希にみる寒波により軒並み前年より客の入り込みが落ちていきます。この余波が2月になって止まりません。お天気次第という当業界です。

■学習塾 【県下全域】

例年のことだが、中3生の冬期講習が終わるとほとぼりと退塾し始める。これは公立の特色化選抜や私立の推薦入試が青田買い的になっており、もう塾は必要でないという状況が出てきているためである。2月はこれがピークに達する。

貸します詐欺に

「ご注意ください」（東京都）

最近、大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といった内容の偽DMや携帯メール等を送りつけて、保証金や保険金名目でお金を騙し取る新手の手口が急増しています。

このような詐欺行為を「貸します詐欺」といいます。被害にあわないように十分ご注意ください。

【騙されないために】

「騙されないための3か条」
第1のポイント

▼取引関係のないところから突然送られてくる、「お金貸します」とのダイレクトメール、携帯メール等に注意。
（低金利で、しかも高額を貸し付けるかのような広告に注意）

第2のポイント

▼融資をする前に、様々な口実でお金を振り込まそうとする手口に注意。
（保証料、保険料などの名目で必ず

お金を請求してきます）

第3のポイント

▼「貸します詐欺」かもしれないと感じたら、送金の前に以下に問い合わせして下さい。

「貸します詐欺」被害ホットライン
（東京都貸金業対策課）
TEL 03・5320・4775
平日午前9時30分～12時
午後1時～4時30分
*夜間・休日は留守番電話

【こんな手口に注意】

（被害事例1）

九州地方在住の女性は、9月下旬、自宅に送られてきたDMを見て50万円の融資を申し込んだところ、担当者から翌日連絡があり「本審査が通りました。登録料5万5千円が必要です。そのお金は融資のときに返還します。」などと言われ振り込んでしまった。

その後、「登録エラーが出たのでもう一度振り込んでください。」「保証人は要りませんが一時保険金に加入するため12万3千円が必要です。」などといわれ、総額22万3千円を振り込んだが、その後の融資が行われなかった。

DMでは大手の金融機関のグループ会社を装っていたが、東京都の調べでは、そのような業者はなかった。

（被害事例2）

東北地方在住の男性は、10月中旬、携帯電話サイトで知った業者に180万円（年利0・9%）の融資申込みをしたところ、「信用を確認するため、当社と取引している金融業者から融資を受けて下さい。そしてその金を郵便小包で送って下さい。そのお金は、消費者金融解約センターを通じてこちらから返金します。」などといわれ、大手金融業者の2社から総額90万円の融資を受け、指示通り全額を送金してしまつた。

東京都の調査では、その業者は都知事登録業者を名乗っていたが、架空の業者であった。また、既に電話も通じない状態にあった。

*以上の手口のほかに、「信用保証機関への紹介」や「債務データの改善」など様々な理由をつけて、融資する前に必ずお金を振り込ませようとしています。
騙されないように十分注意して下さい。

中小企業と地域振興を

（中小機構）

（独）中小企業基盤整備機構はチャレンジする中小企業と地域のビジネスパートナーです。

◎プロ集団がサポート

200名を超える専門化が、中小企業や地域のみなさまをサポート。そのために内部人材の計画的育成、業績評価等によるモチベーションの向上と支援機関との人材交流を図ります。
外部専門人材も積極的に活用します。

◎広いネットワークでサポート

経済産業局や地方自治体、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの公的支援機関はもちろん、金融機関、大学、TLO、再生支援機関などの民間機関との連携も強めます。

◎挑戦、進化、安心

会社を起す。新しい事業を立ち上げる。効率の良い経営のために。あるいはもしものときに備えるなど、あらゆる事業を展開しております。詳細は「がんばる中小企業」なんでも相談ホットラインへ
0570・009111

□表紙のメモ【久留里駅】

久留里線は首都圏のJRでは数少ない非電化区間の路線。当駅は大正元年12月に県営軽便鉄道の終着駅として開業。その後、木原線と接続する構想が持ち上がり国有化され、昭和11年3月には上総亀山駅まで延伸された。

久留里は黒田藩3万石の城下町で、古くから上総丘陵地帯の経済・文化の中心地として栄え、国道沿いの久留里商店街は、華やかな中にも落ち着いた雰囲気醸成している。

編集後記

from the editor

三位一体改革の影響をうけて、平成18年度の県中小企業対策予算額が内定した。私たちはいたずらに多くの予算配分を求めるものではないが、メリハリの利いた施策とその予算づけをお願いし、連携組織の活性化と中小企業の再生を願っている。

日本経済の屋台骨を支えている中小企業が一日も早く景気の回復が実感できるような、本格的な景気回復を望んでおります。

E-mail:

funatogawa@chokai-chiba.or.jp